平成２３年（フ）第６１２号
広島市安芸区中野７丁目８番19号
債務者　仲島　礼子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６号
広島県三原市西野１丁目13番15号
債務者　浦谷　和弘
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
広島県尾道市新高山２丁目2631番地６　市営１―21
債務者　出光　由美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
愛媛県松山市保免上２丁目３番30号
債務者　垣本麗英こと　曹　　麗英
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１５９号
愛媛県松山市衣山４丁目68番地10　衣山大東ビル603号
債務者　髙坂　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１９８号
愛媛県伊予郡砥部町八倉299番地
債務者　平野　浩三
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２０４号
愛媛県松山市窪野町甲166番地１
債務者　細川　久美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２１６号
愛媛県松山市勝岡町2650番地16
債務者　別宮たき子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２２２号
愛媛県松山市小栗町312番地７、住民票上の住所愛媛県松山市土居田町139番地１　サーパス土居田南308号
債務者　大野　祥三
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１２８号
高知市北竹島町418番地12　千頭マンション207
債務者　長山喜代子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３８号
高知市神田1172番地６、住民票上の住所高知市新屋敷２丁目23番７号
債務者　中西　麻里
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５０号
福岡県久留米市田主丸町中尾1194番地10
債務者　秋丸　節子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１７９号
福岡県田川郡福智町弁城3593番地22
債務者　吉田　佳史
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第８号
大分県佐伯市常盤東町３番13号マルコーアパート301号
債務者　江藤　　忍
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
宮崎県小林市堤3005番地15
債務者　桐原まり子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１７７号
沖縄県宮古島市平良字西里1472番地82鏡原市営住宅２棟305号
債務者　砂川　名美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１８１号
沖縄県那覇市字大道172番地アパート美海301
債務者　玉代勢静子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部